

# 【エコリース促進事業】

## 概要及び補助率

- ・家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や業務用設備、産業用機械等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の2%～5%を補助する補助金制度。
- ・なお、東北三県（岩手県、宮城県、福島県）及び熊本県における補助率は10%。

## 予算額

- ・19億円（平成29年度予算事業）
- ※補助金残額はESCO・エネルギーマネジメント推進協議会のHPからご確認下さい。

## 受付期限

- ・補助金申込書類の受付期限：平成30年2月28日
  - ・補助金交付申請書類の受付期限：平成30年3月7日
  - ・補助金実績報告書類の受付期限：平成30年3月16日
- ※実績報告書の提出日からの補助金交付日の詳細はESCO・エネルギーマネジメント推進協議会のHPからご確認下さい。

## 条件

- ・1リース契約の補助金対象となる低炭素機器部分のリース料の総額が2億円以内、65万円以上。
  - ・個人事業主、中小企業であること。
  - ・政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
  - ・環境省で指定をした本事業に参加するリース事業者による申請であること。
  - ・環境省が定める基準を満たす低炭素機器であること。
  - ・リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
  - ・ファイナンスリース取引であること。
  - ・リース期間が法定耐用年数の60%以上の契約であること。
  - ・リース期間が3年以上の契約であること。
  - ・日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
  - ・中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
  - ・国による他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。
- ※経済産業省の低炭素リース信用保険制度との併用は可能。

※指定リース事業者は“ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会”のHPからご確認下さい。

【一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 指定リース事業者一覧】

<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/supplier/>

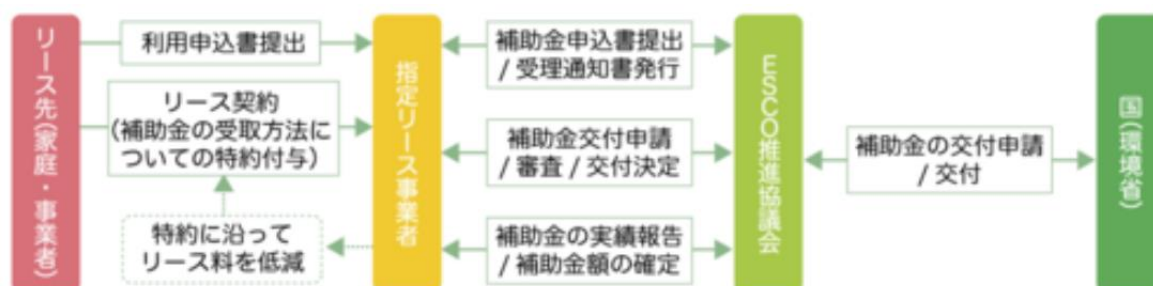
※対象機器は“低炭素投資促進機構”のHPの検索データベースに記載されています。

【一般社団法人低炭素投資促進機構 検索データベース】

[http://www2.teitanso.or.jp/target\\_instrument/search](http://www2.teitanso.or.jp/target_instrument/search)

《メーカー枠にニイヌマと打ち込み、検索すると対象型式一覧が抽出されます。》

## スキーム



- 本制度の利用を希望するリース先は、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したエコリース促進事業補助金申込書を指定リース業者に提出する必要があります。
- 補助金申請は環境省から指定を受けた指定事業者が行います。  
⇒リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- 補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減に充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。
- 本制度では導入機器によるCO2削減量等のモニタリング報告は必要ありません。

## お問合せ

- ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- 一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 TEL:03-5212-1606
- 一般社団法人低炭素投資促進機構 TEL:03-6264-8016